

いよいよ待ったなし!

電子帳簿保存法改正に どう対応?



令和3年に電子帳簿保存法が改正され、「電子取引」に関するデータ保存が令和4年から義務化されました。

ただし、中小企業や個人事業者にとってはすぐに対応するのが難しいことから、令和5年末までは宥恕措置が設けられています。

さらに令和4年12月には令和5年度税制改正の大綱が閣議決定され、令和6年からの保存要件が緩和される予定です。繰り返される電子帳簿保存法の改正にどう準備したらよいのか解説します。(本稿は令和4年12月29日現在の法令等に準拠しています)

電子帳簿保存法とは

各税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、電子データでの保存を可能としたり、メールやネット取引などでやり取りした請求書などについて、電子での保存を義務付けたりする法律です。

内容的には、①電子的に作成した「電子帳簿・書類保存」 ②書類をスキャンして画像データを保存する「スキャナ保存」 ③電子でやり取りした請求書等データを保存する「電子取引データ保存」の三つに区分されます。

最大のポイントは「電子データ保存義務化」

この内、③の「電子取引データ保存」だけは選択適用ではなく義務であり、全ての事業者に影響します。

令和3年改正のポイント

電子取引データ保存については、所得税・法人税の保存義務者が請求書等をデータでやり取りした場合に、従来紙に出力して保存していればよかったものが、令和4年からは、その電子データを保存しなければならなくなりました。ただし、令和5年までは紙での保存を事実上延長する宥恕措置が講じられ、実質的には令和6年から電子保存の義務化がスタートします。

電子取引データ保存の主な保存要件

真実性の原則	視認性の原則	電子取引データ保存の主な保存要件
改ざん防止措置として、「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」の他システムを使用しない方法として改ざん防止のための事務処理規程の備付けがあり、そのいずれかの措置を行う。	見読可能装置の備付け デイスブレイ・プリンタの備付け等	検索機能の確保 日付、取引先、金額で検索、範囲指定・項目組合せ等

令和5年改正のポイント

令和5年度税制改正の大綱では、システム対応が間に合わない場合には保存要件にかかわらず電子データへの保存を可能とする新たな猶予措置や、検索機能の確保の要件が大幅に緩和される改正案が明らかにされ、法案等が成立すれば令和6年から適用されます。

原則は、保存要件にしたがって電子



執筆 税理士 松崎 啓介

昭和59年～平成20年財務省主税局勤務。その後、東京国税局企画課長、審理課長、個人課税課長、金沢国税局長など。

今後の電子取引データ保存義務化への対応策

令和5年までの宥恕措置は廃止され、令和6年以降の電子取引からは、データによる保存が必須となります。大綱に示された改正案が施行されれば、多くの中小事業者では検索要件が不要となるケースも多いと考えられます。

今後、明らかにされる改正内容を注視しながら、その要件に合った準備を進めていく必要があります。

ただし、検索要件が不要になったとしても、税務調査でデータの提供を求められた場合には、速やかに出力できるようにしておくことが必要です。

データの保存を行うことになりませんが、システム対応等が間に合わない場合は猶予措置(左図)が講じられます。

図1 令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法(その1)

新たな猶予措置(恒久措置)の創設案

①原則:保存要件にしたがって電子データを保存

システム対応等の相当の理由により保存要件にしたがった保存を行うことができなかった事業者については新たな猶予措置が適用可

新たな猶予措置の適用要件

- ・ 税務署長が相当の理由があると認める場合(手続不要)
- ・ 税務調査の際に③プリントアウトしたものを提示・提出できるようにしている、かつ④データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている

手続き不要で猶予措置を適用

②保存要件に関わらず電子データを保存

(注)令和5年末までの宥恕措置は適用期限到来をもって廃止

さらに、以下の場合には、検索要件が不要となります。

図2 令和6年以降の電子取引データ保存の保存方法(その2)

検索機能の確保の要件の見直し案

税務調査において電子データのダウンロードの求めに応じる場合

- ◆ 前々事業年度の売上高5千万円(現行1千万円)以下の者
- or
- ◆ データを出力した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者

③検索要件以外の保存要件により電子データを保存(検索要件全て不要)